

若年性認知症サポート通信

令和4年1月発行 NO.5

65歳未満で発症した認知症を『若年性認知症』と呼びます。原因になる疾患は高齢者の認知症と同じようにさまざま、進行を緩やかにするお薬もあります。しかし、働き盛りの年代に病気になることは、仕事を続けることができるのか、これまでと同じような生活ができるのか等、ご本人もご家族も不安でいっぱいです。

今回は、若年性認知症支援の視点についてお話したいと思います。

どのような支援をしたらいいの？



若年性認知症の場合、発症年齢が若く就労していることが多いため、高齢者の認知症と違い、経済的な問題が大きい傾向にあります。また、変化に気が付いても認知症のせいだと思い至らず、受診が遅れたり、適切な医療を受けられないまま時間が過ぎてしまうこともあります。

診断された後も支援の情報が得られず適切な時期に支援が受けられない『空白の期間』ができてしまうことも、ご本人やご家族から指摘されています。若年性認知症の支援はそれぞれの時期に合った切れ目のない支援が必要です。

『ソフトランディング』の視点



物事や変化がゆっくりと進むことを『ソフトランディング』といいます。

例えば、飛行機が着陸する時には、旋回しながら高度を下げ、滑走路に近づいて、ゆっくりと降りていきます。上手なパイロットは地面と触れた衝撃を感じないほどソフトに着陸させることができます。



認知症の支援も、『ソフトランディング』の視点で行いましょう。病気が進行するにつれ、記憶力や判断力などが低下していき、作業能力が落ちていきます。しかし、それはゆっくりと変化していくことが多いです。

症状や能力に応じて、その時にできることを見つけます。

今の職場で仕事を続けること、退職後の障害福祉サービスの利用、さらに介護保険サービスへの移行など、ゆっくりした症状の変化に沿った、それぞれの時期に合った支援が必要です。

若年性認知症支援コーディネーターの活用

ご相談ください

若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症のご本人やご家族へのワンストップの相談窓口です。秋田県では県立リハビリテーション・精神医療センターに配置しています。

認知症が疑われる時期からご相談が可能です。診断直後から『空白の期間』ができてしまわないように、状況に応じて、その人に合った、適切に必要な支援の情報を提供します。

勤め先や医療機関、サービス事業所等の担当者と情報交換し、連携して、支援が円滑に行われるよう調整します。

認知症のご本人が望む、自分らしい生活を続けられるよう、ご本人の生活に応じた総合的なコーディネートを目指します。

ご本人やご家族だけでなく、企業、市町村や関係機関からのご相談も受け付けています。

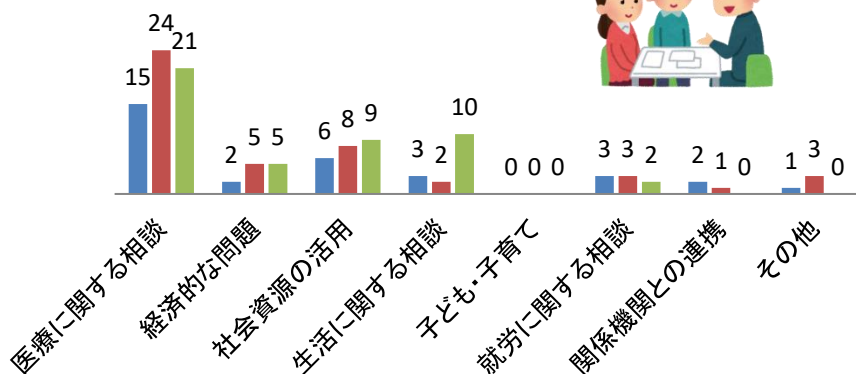
若年性認知症の支援は、本人・家族の希望に寄り添って周りがサポートしながら、『ソフトランディング』の視点で、少し先を見据えた切れ目のない支援をすることが大切です。

相談状況

令和2年度は、秋田県内外から35件の若年性認知症についてのご相談をいただきました。(相談内容は重複あり)

相談内容

■ H30 ■ R1 ■ R2



「社会資源の活用」や「経済的な問題」、「生活に関する相談」のご相談が年々増えています。

相談の中で、就労中や休職中と確認できた人が45.7%いました。

病気のため働くことが難しくなれば、収入が得られず生活が厳しくなってしまいます。

若年性認知症支援コーディネーターについて、さらに周知し、適切な時期に必要で適切な情報や支援が受けれるよう取り組んでいきたいと思ひます。

ご存じですか？

【障害年金】



障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。若年性認知症の人も次の①～③の条件すべてに該当すれば受給できます。初診日の時点で加入していた年金の種類により請求手続きをします。

①初診日時点で年金保険の被保険者であること

②障害認定日に障害等級表(※1)に定める状態に該当すること

③保険料の納付要件を満たしていること

初診日時点で...
国民年金に加入 → 障害基礎年金
厚生年金に加入 → 障害厚生年金

障害基礎年金 → 1級または2級
障害厚生年金 → 1級 から 3級

(※1)日本年金機構 障害等級表



初診日の2ヶ月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること

【キーワード】

『初診日』

・初めて医師の診療を受けた日

『障害認定日』

・障害の状態を定める日のこと
・初診日から1年6か月を過ぎた日
または、症状が固定した日

詳しくは、かかりつけの医療機関や若年性認知症支援コーディネーターへお問い合わせください。

若年性認知症リーフレット・ハンドブック

秋田県では、若年性認知症のご本人やご家族への支援として、症状の特徴や家族の対応の注意点、治療しながら働くための制度などを紹介したリーフレット・ハンドブックを作成しています。

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からもダウンロード可能です。ぜひご活用ください。



秋田県健康福祉部
長寿社会課



秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

〒019-2492

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

TEL 018-892-3751 FAX 018-892-3816

<http://yod.akita-rehacen.jp/>

相談時間：月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝祭日は除く）

